

# 役員退職慰労金規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人 日本くん蒸技術協会の常勤の役員（以下「役員」という。）の退職慰労金の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(退職慰労金の支給)

第2条 退職慰労金は、役員が退任した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支払う。ただし、役員が自己都合により在任1年未満で退任したとき、又は解任されたときは、これを支給しない。

2. 退職慰労金の支給は、総会の議決を経るものとする。

(退職慰労金の額)

第3条 退職慰労金の額は、職員の退職金規程を参考として、かつ、その者の職務実績等に応じて会長が定める。

(規格外事項)

第4条 この規程に定めのない事項については、これを会長が定める。

(制定改廃)

第5条 この規程が制定改廃は、理事会の議決による。

(附則)

この規程は、平成24年 4月 1日より実施する。